

## 日本台湾学会ロゴマーク使用規定細則

2022年5月27日 第12期理事会第2回会議にて可決

### 第1条 使用範囲

- (1) 本学会が発行する文書、印刷物、ウェブサイト
- (2) 本学会会員が学術大会、（研究会、シンポジウム、講演会、講座を含む）および学術大会の業務及び教育・研究など関連する活動において使用するもの（スライド、ポスター、看板、封筒、便箋、テンプレート等）
- (3) 本学会が作成する文書、および活動に使用するもの
- (4) その他理事長が認めるもの

### 第2条 禁止事項

- (1) デザインの改変
- (2) ロゴの一部のみの使用
- (3) 本学会の利益を損ねる可能性のある使用

### 第3条 使用申請できる者

- (1) 本学会の会員
- (2) その他理事長が認める者

### 第4条 データ送付

事務局よりダウンロード用データを送付する。

### 第5条 使用禁止

理事長は、当該ロゴマークの使用目的又は使用方法がこの細則に照らし適当でないと認められるときは、当該使用者に対し、使用を中止させ、その他適切な措置をとることができる。

### 附則

1. この細則は2022年5月28日から施行する。

問い合わせ先：日本台湾学会事務局 E:mail [jats.jimukyoku@gmail.com](mailto:jats.jimukyoku@gmail.com)

---